⑿　本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒀　「工事全般の施工計画」の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知するものとし、当該提案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⒁　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定）」を受けていない事、若しくは、再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。
⒂　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒃　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。
⒄　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。
⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Geshi Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
①　Construction work of the substructure of the main bridge part (MP 5・6) on Kawasaki harbor road Higashi Ougishima Mizue-cho line
②　Construction work of the substructure of the main bridge part (MP 1) on Kawasaki harbor road Higashi Ougishima Mizue-cho line
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　30 January 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　12 March 2015 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　12 March 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Masao Kurashina, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 12 月 25 日
独立行政法人都市再生機構
岩手震災復興支援本部
本部長　森本　　剛

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　03

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　山田町山田中央団地災害公営住宅建設工事
⑶　工事場所　岩手県下閉伊郡山田町川向町16
⑷　工事内容　鉄筋コンクリート造共同住宅　地上６階建３棟146戸　延べ面積約10,000㎡
⑸　工期　次のとおり予定している。　平成27年７月から平成28年９月まで
⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は山田町において平成27年３月に開会される議会において本事業が承認されることを停止条件とする。議会において承認されない等、当機構の責めに期することの出来ない事由により、契約を締結出来ない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

2　競争参加資格
次の⑴から⒂に掲げる条件をすべて満たしている者又は⒃の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⒄に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区（東北６県を含む17都道県が対象。以下同じ。）における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。
⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　申請書、資料及び単価見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。
なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　東日本賃貸住宅本部業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び単価見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）。
⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。
⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。
①　単独申込みの場合
イ　施工実績　平成11年度から入札公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）。
※同種工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造73戸以上の共同住宅（６階建以上）の建設工事をいう。
ロ　設計実績　ａからｃの条件を満たすこと又は以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）。
なお、ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。
ａ　一級建築士事務所登録のある者
ｂ　ＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅（６階建以上）の設計が完了した実績を有する者